

第3章 焦点となった法案への対応

1

国民生活に重大な影響 個人情報保護関連法案

拙速に提出された政府案

政府は、具体的規制の対象から公的部門を除外した「個人情報の保護に関する法律案」（民間個人情報保護法案）を151回通常国会に提出した。そして154回通常国会によようやく、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案」「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案」「情報公開・個人情報保護審査会設置法案」及び整備法案の4法案からなる行政個人情報保護法案を提出した。いずれも、関係者の意見を十分に聴取せず、社会に与える影響等をきちんと検証せず、拙速に提出されたものだった。

政府案の撤回・やり直し求め奮闘

民主党は、個人情報保護のための法整備は必要との立場である。しかし、民間個人情報保護法案は、「自己情報コントロール権」があいまい、監督者である各大臣を通じ行政・与党の不当な介入を招くおそれがある、個人ライターを含むメディアに対しても規制をかけており、「表現の自由」を侵す危険がある等の問題があった。

また、行政個人情報保護法案は、目的外利用など行政の裁量を認め過ぎている、不正使用・流出の被害は民間より甚大であるのに規制は逆に緩やか、義務違反に対する罰則が公務員には設けられていない等の問題があった。

これら政府案は、国民生活に重大な影響を与えかねないものであり、民主党は、政府案の撤回・やり直しを求めて、国会審議で厳しく政府を追及するとともに、他の野党や有識者と連携し集会を重ね、国民に訴えた。こうした努力が実り、政府案は採決に至らず、継続審議となった。

2

族議員により改革が後退 道路公団等委員会設置法

第三者機関設置だけのまやかし法案

小泉内閣は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団の改革を特殊法人改革の目玉と位置づけ、民営化する方針を決定した。

しかし、具体策は先送りされたまま、政府は154回通常国会に、第三者機関に関わる法案だけを提出した。「道路関係四公団民営化推進委員会設置法案」は、日本道路公団など道路関係の4公団に代わる民営化を前提とした新たな組織、採算性の確保に関する事項について調査審議し、首相に意見を述べる第三者機関を設置することを定めている。

政府案の矛盾正す修正案を提出

民主党は、自民党の道路族議員によって後退する構造改革の実態を明らかにし、小泉首相の責任を厳しく追及した。

さらに、政府提出の法案にも、重大な欠陥があり、その矛盾を正すため、民主党は修正案を提出した。その柱は、理念や目的規定を盛り込む、独立性の高い国家行政組織法第3条の委員会とする、個別路線建設の優先順位についても審議対象とする、委員の任命に国会同意を求める、というものである。

同意人事については、道路建設を強引に進める委員を選ぶために必要と考える自民党族議員と、公正な委員を選ぶために必要とする民主党との違いが明らかになった。

法案は政府原案のまま成立した。

3

自立型経済をめざして 沖縄振興特別措置法

沖縄本島、石垣島へ調査団を派遣

2001年3月末で期限切れとなる沖縄振興開発特別措置法に代わる新しい法案として、政府から「沖縄振興特別措置法案」が154回通常国会に提出された。

民主党は、法案への対応に関連して、沖縄県連からのヒアリングを行うとともに、沖縄本島、石垣島へ調査団を派遣した。

若手ビジネスマンとの懇談、米4軍調整官との会談、米軍嘉手納基地の視察、畜産農家との懇談など調査団の成果を国会質問や附帯決議に生かすとともに、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣に提言を行った。

民主党の主張を取り入れ成立

政府案は、民主党の主張に応じて、従来の公共事業依存を改め、民間主導による自立型経済の構築に向け、観光や情報産業など沖縄の地域特性や優位性を生かした産業振興の重点分野について新たな特別措置を講じることが柱となっている。

また、旧法にない米軍基地大規模跡地利用の促進や給付金などに関する特別措置、国内初の金融特区、情報特区、大学院大学構想も盛り込まれた。

民主党主導の下、米兵犯罪の根絶、日米地位協定の見直し、各地域制度、交通体系の整備、米軍施設・区域の整理縮小、雇用・教育・金融・情報、赤土流出等に言及した附帯決議が採択された。法案は全会一致で成立した。

4

日本特有の自然に対処 豪雪法改正、東南海等地震法

豪雪地帯対策特別措置法を延長

わが国の国土の2分の1は、豪雪地帯となっている。そこに暮らす人々の生活と経済活動を維持するために、適切な対策の実施が求められている。154回通常国会に、衆議院災害対策特別委員長より「豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案」が提出された。特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備の特例措置及び公立の小中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例措置を10年間延長することが柱であるが、民主党が従来から提言してきた利雪に関する研究開発等も盛り込まれ、全会一致で成立した。

海溝型地震対策で新法・決議

東南海・南海地震は、東海地震と同じ海溝型地震であり、100年から150年のサイクルで大地震が発生している。東海地震は、大規模地震対策特別措置法の適用を受けて対策が進んでいるのに対し、東南海・南海地震は、予知が困難であることを理由に同法の適用を受けることができない。

このような予知困難な大地震に備えるための法律の必要性が議論され、154回通常国会に、衆議院災害対策特別委員長より、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案」が提出された。著しい被害のおそれがある地域を「推進地域」とし、関係機関による計画策定、防災対策の強化などが主な内容であり、全会一致で成立した。

民主党は、審議の際、日本全域を対象とすべきとの意見を表明した。法案と同時に採択された決議にも「他の海溝型地震についても同様の措置を講ずること」との一項が盛り込まれた。

5

危険な喫煙方法を禁止 歩きタバコ規制法案

危険で迷惑千万な歩きタバコ

歩きタバコは、タバコの火が、子どもや車椅子を使用している人の頭の位置に来るために、顔面ヤケドを起こす危険性がある。実際、子どものまぶたのヤケド（1994年）や眼球のヤケド（2001年）をはじめ多くの被害が報告されており、一歩間違えれば失明の危険性すらある。そもそも、雑踏の中で600度以上の危険物が運ばれていると考えれば、何ら対策も講じなかったこと自体がおかしかったと言える。

JTのキャンペーンも効果なく

日本たばこ産業株式会社（JT）は、キャンペーンを行っているが、ほとんど効果もなく、歩きタバコは減る気配がない。本来、全喫煙者がモラルやマナーをしっかり身につけ、公共の場所や人の多い場所では絶対にタバコを吸わないとの自己管理をすべきであるが、状況は一向に改善されない。

こうした事態に鑑み、民主党の内閣部門会議は、歩きタバコの法規制について検討を開始した。

民主党は法規制に踏みきる

そして民主党は、「軽犯罪法の一部を改正する法律案」（歩きタバコ規制法案）を取りまとめ、154回通常国会に提出した。その内容は、公共の場所又は公共の乗物において他人の身体または物件に対して熱による危険を及ぼさせるような仕方喫煙した者を取り締まりの対象に加えるものである。

本法案は継続審議となった。

6

危険情報の提供を促進 危険情報公表法案

雪印食中毒事件を教訓に

日本では、企業、行政を問わず、事故が起こった際に、まず、隠す、発表を先延ばしするという傾向がある。その結果、被害が拡大し、原因究明が遅れるというパターンが繰り返されてきた。

雪印乳業食中毒事件でも、自治体等が雪印に製品回収を指示した時点で事件を公表していれば、このうち何人かは食中毒にならずに助かったかもしれない。

こうした事件を教訓とし、民主党の内閣部門は、製品による事故隠しを無くし、被害発生を防止するための議員立法の検討に入った。

消費者にも事業者にも有益な法案

そして、「消費生活用製品に係る危険情報の提供を促進する等のための食品衛生法等の一部を改正する法律案」（危険情報公表法案）をまとめ、153回臨時国会に提出した。

この法案は、消費者の安全確保は勿論のこと、事業者にとっても、最悪の事態に備え、多額の賠償金の支払い等によって経営基盤を揺るがすような事態を回避することができるメリットをもたらす。

法案の目的は、消費生活用製品が、法令により販売禁止となった場合、または、国民の生命と身体に重大な危害を発生させる危険がある場合、危険情報を迅速かつ適切に提供することにより、危害の発生又は拡大を防止することである。そのために、食品衛生法、消防法、毒物及び劇物取締法、消費生活用製品安全法等を改正するものである。

本法案は154回通常国会でも継続審議となった。

7

特定非営利活動を支援 NPO支援税制2法案

実効性の少ない現行NPO税制

21世紀を柔軟で自己変革可能な活力ある豊かな社会にするためには、NPOを第3のセクターとして認知し、育成・促進させることが、緊急かつ重要な課題となっている。

そのためには、NPO支援税制の充実が不可欠である。現行NPO税制は、2001年、世論の期待を受けて成立した。しかし、現時点で7430団体の内、税制優遇の認定を受けた団体はわずか6団体である。現行税制は、対象となるNPOの認定要件が厳し過ぎ、またNPOへの寄付の実態にそぐわず、実効性が期待できない等、多くの問題点を抱えている。

他の野党と共同で法案提出

こうした事情に鑑み、154回通常国会において、民主党は、他の野党と共同で、「特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案」「特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案」(NPO支援税制2法案)を衆参両院に提出した。

法案の柱は、相当数のNPO法人が支援税制の対象となるよう認定要件のハードルを低くする、認定要件を法律に明記する、所得控除に加え税額控除の選択を認め、個人による寄附を促進する、収益事業への法人税率を一律22%とし、みなし寄附金控除を認める、少額収益事業の免税制度、ボランティア費用の寄附金控除制度を創設する、などである。うち衆議院に提出した法人税法等改正案は、財務委員会で審議が行われたが、成立には至らなかった。

8

障害者の社会参加を促進 欠格事由適正化法

就業機会を阻む欠格条項の見直し

政府は、1999年に決定された障害者施策推進本部の方針を踏まえ、154回通常国会に、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」を提出した。障害者が船員や獣医師になることを禁止している8本の法律をまとめて改正するもので、障害者が仕事に就く時の妨げとなっている欠格条項を改め、障害者の社会参加を促進するものである。

主な改正は、獣医師等の免許について、障害の有無ではなく、業務を遂行し得る能力に応じて付与するよう改める、銃砲・刀剣類の所持許可に関する障害者欠格条項を厳密化する、通訳案内業等において、免許等を与えないこととする場合の意見聴取のための手続きを設ける、などである。ただし、具体的には政省令で定めることとなっている。

今後の見直しにつながる附帯決議

民主党は、能力があるにもかかわらず障害を理由に資格試験が受けられないなどの欠格条項の廃止を強く求めてきた。

政府案は、遅きに失し、不十分な点もあるが、一步前進と評価できるものであり、関係者等からの意見聴取、障害者の社会への参加と統合の促進、公共施設の利用制限や公営住宅への入居制限等の欠格事由等の見直し、5年を目途とした法律の見直し、ノーマライゼーションの理念の普及などを附帯決議に盛り込むことができたため賛成することとし、本法案は成立した。

9

行政の内部告発者を保護 公益開示法案

国民の信頼を損なう不祥事の続発

旧厚生省の薬害エイズ問題、外務省の機密費流用、農水省のBSE問題など、行政機関の不祥事が絶え間なく続き、行政に対する国民の信頼が大きく揺らいでいる。行政の不正・腐敗は国家の重大な損失であり、早期に是正する必要がある。

こうした問題に対応するため民主党は「内部告発の制度化」が一つの有効な手段として考え、法制度の検討を進めた。鈴木宗男衆議院議員の悪事が発覚したことや外務省の不正が暴かれたことなどは、外務省内の内部告発が発端であったからである。薬害エイズも問題発生前に、行政内部からの告発があれば、事態はあれほど悪化しなかったかもしれない。

民主党は「公益開示法案」を提出

また、内部告発者を保護する法律は、すでにアメリカ・オーストラリア・イギリス・韓国などで制定されていることなどを踏まえ、民主党は、154回通常国会に「行政運営の適正化のための行政機関等の業務の執行に関する報告及び通報等に関する法律案」（公益開示法案）を提出した。

本法案は、行政内の不正・不当な運営を確認した場合、行政適正化委員会に告発できるとし、告発によって不利な処罰を受けないよう保護することを目的としている。これにより、行政機関内の不正・腐敗に対する抑止力が働くとともに、行政機関の不透明な執行状況に自浄作用をもたらすことが期待できる。

今回は廃案となったが、民主党案の成立に向け、引き続き取組みを強化していく。

10

一票の価値を平等に 5増5減法、一票の格差 是正法案

衆議院小選挙区5増5減の法案

政府は、法により設置された衆議院議員選挙区画定審議会の勧告に基づき、154回通常国会に、衆議院小選挙区の区割りを5増5減する「公職選挙法の一部を改正する法律案」を提出した。一票の格差が2.573倍から2.064倍へ、格差が2倍を超える選挙区も95から9へと大幅に改善される。

民主党は、一票の格差是正への一歩前進であり、現行法下では妥当な策であることから賛成し、法案は成立した。一方、与党3党は、自らに都合のいいように線引きした「3増3減」、「2増3減」案等の提出を試み、党利・私利に奔走する醜態をさらし、国民の厳しい批判を浴びた。

なお残る一票の格差

現行制度では区割りの際、まず47都道府県に1議席ずつ配分し（基数配分）、残り253議席を人口比例で振り分ける。そのため、政府案の成立によっても、格差を2倍以内に収めることは不可能であった。この「基礎配分」制度が、一票の価値の格差の温床にほかならず、有権者の意思を国政に届けるうえで重大な障害となっている。

一票の格差の抜本是正へ

一票の価値の平等を実現するため、民主党は、「基数配分」制度を廃止し、小選挙区すべてを人口比例で議席配分する「衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正案」（一票の格差是正法案）をすでに151回通常国会に提出していたが、与党の反対により154回通常国会で廃案となった。民主党は、今後とも粘り強く取り組んでいく。

11

口利き政治との訣別へ あっせん利得処罰法改正

口利き事件や疑惑が噴出

154回通常国会は、政治家や秘書による口利き事件・疑惑発覚が相次ぎ、鈴木宗男衆議院議員の逮捕、井上裕参議院議長、加藤紘一元自民党幹事長の議員辞職という前代未聞のスキャンダル国会となった。また政治腐敗事件は、徳島県知事や、千葉県、茨城県内の首長の逮捕劇など地方自治体にまで及んだ。

あっせん利得処罰法の抜本改正案を提出

民主党は、こうした口利き政治の根絶に取り組み、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案」（あっせん利得処罰法改正案）を提出した。内容は、処罰対象に政治家全般の私設秘書や親族を加える、犯罪の構成要件から立証しづらい「請託」要件や与党幹部などを対象外とする「権限に基づく影響力の行使」要件を削除する、政党支部などに見返りを迂回させる第三者供賄を禁止する等で、現行法の「抜け道」をできる限りふさぐようとするものである。

民主党は政治への信頼再生に取り組む

一方、与党3党は、世論におされて法案を出したが、国会議員の私設秘書だけを処罰対象に加えるという極めて限定的な内容だった。「いかに抜け道、抜け穴を残すか」が本意の与党は、国会審議で参考人全員が求めた修正意見も無視し、不十分な内容のまま与党案を成立させた。

民主党は、今後とも同法の抜本改正を求め、口利き政治を根絶し、政治に対する信頼再生に取り組んでいく。

12

公共事業受注者の献金禁止 政治資金規正法等改正案

政治とカネの問題

政治とカネの問題が噴出した154回通常国会では、政治資金のあり方を根幹から見直し、自民党流の金権腐敗政治の根絶が国民から求められた。

民主党は政治資金規正法改正案を提出

民主党はこれを受けて「政治資金規正法等の一部を改正する法律案」を提出し、政治資金の浄化と透明化を図った。改正ポイントは以下の4点。

公共事業受注者、利子補給対象の融資を受ける法人の献金禁止により、公共事業等につつまる「口利き」「見返り」を排除する、企業・団体献金を受領できる政党支部の数を制限し、政党支部を迂回献金の受け皿（政治家個人のサイフ代わり）として悪用させない、後援会等の機関紙誌への広告料に上限を設け、また公表することで広告料の名を借りた政治献金の横行を防ぐ、収支報告書等の保存期間を刑法の時効期間にあわせ5年に延長し（現行は3年）、さらにインターネット上での公開を義務付け、国民の直接監視の下におき「政治とカネ」の透明度を高めていく。

民主党案の審議を拒否する与党

民主党案については、与党が審議入りを拒み続けている。小泉首相も、当初は公共事業受注者の献金禁止を明言したものの、これをまったく無視する自民党に何らのリーダーシップも示さず、人気取りの言葉だけで、実は腐敗防止に本気で取り組む姿勢がないことを露呈している。民主党は、継続となった本法案の審議、成立を軸に、今後とも政治資金の浄化と透明化に取り組んでいく。

13

住民訴訟制度の改正 地方自治法改正

住民訴訟を骨抜きにする政府案

政府が154回通常国会に提出した「地方自治法の一部を改正する法律案」には、「市町村合併推進のための住民投票制度創設」と「住民訴訟制度の類型変更」という全く趣旨の異なる内容が混在していた。

民主党は、前者には積極的推進の立場だが、後者は住民の行政監視機能確保の観点から問題と考えた。従来の住民訴訟は、住民が「違法行為を行った首長又は職員個人」「談合企業」に対し、直接的に損害賠償を求める訴訟（4号訴訟）を起こすことが可能である。しかし政府案は、住民が訴えることができるのは自治体に限られ、住民勝訴後、改めて自治体が「違法行為を行った首長又は職員個人」「談合企業」を訴えるとの内容だった。

真の改革を求める民主党の修正案

民主党は、現行の4号訴訟形態を維持すべき、ただし従来の4号訴訟のままでは乱訴・行政執行の萎縮等の問題がある、との結論から、修正案を提出した。内容は、個人・企業対象の訴訟形態を維持しつつも、議会の承認を得て団体として行った政策判断は4号訴訟の対象ではないことを明示することで乱訴を防ぎ、また弁護士費用の自治体負担の適用範囲の拡大、長又は職員個人の損害賠償額の上限設定などにより、長又は職員を過重な負担から解放するとした。あわせて、趣旨の異なる内容を同一法案で提出する政府に対し、強く改善を求めた。結局、政府原案のまま成立したが、法案提出のあり方について、総務大臣から「慎重を期する」旨の答弁があった。

14

郵政公社化・民間参入 郵政関連4法

民主党における議論の蓄積

総務部門会議の郵政事業勉強会は、延べ32回にも及ぶ会合を重ね、2001年12月には「郵政3事業に関する中間報告」を発表した。内容は、ユニバーサルサービスを義務付けた上での信書送達の民間全面参入、郵政公社ネットワークの現行維持、郵貯の限度額引き下げ、預金保険料相当分の国庫納付、公社職員に対する国家公務員の身分付与、国会等による公社のガバナンス体制確保、特定郵便局制度の見直し等である。

154回通常国会に政府より「日本郵政公社法案」及び整備法案、「民間事業者による信書の送達に関する法律案」及び整備法案が提出された。これに対し民主党は、上記中間報告を踏まえ、「信書の定義」、「公社による民間への出資問題」等を含む11項目の論点整理を発表した。

法案への賛否

民主党は、公社化そのものについては前進として、公社法案の政府原案については賛成とした。ただし、「公社法案はそもそも中央省庁等改革基本法で規定されていたものであり、小泉首相が声高に宣伝する“改革法案”と呼べるようなものではない」との基本認識も同時に確認した。また、政府原案に対して与党が強行に抵抗するという異例の事態となり、与党が修正案を提出したが、これについては改革を後退させるものとして反対とした。

信書便法案については、重要な事項がほとんど明記されておらず、いたずらに総務省の許可を拡大するものであり、反対とした。

15

雑居ビル火災対策の徹底 消防法改正

歌舞伎町雑居ビル火災事故

2001年9月1日、多くの尊い生命が犠牲となった新宿区歌舞伎町雑居ビル火災事故が発生した。事故発生の背景には、小規模雑居ビルの一斉立入検査で90%を超える物件で消防法違反が認定されるなど目に余る違反の実態があり、一方で消防法に基づく改善命令は全国でわずか84件にとどまる状況（2000年実績）であった。

民主党は、事故後速やかに雑居ビル火災対策本部を設置し、原因の究明・対策の検討を行った。

民主党議員立法を提出

民主党は、同対策本部の検討を踏まえ、153回臨時国会に「消防法の一部を改正する法律案」を提出した。その概要は「防災対象物に関する命令等」「防火管理に関する命令等」「消防用設備等に関する措置命令等」について、これまで行政裁量で行っていたものを一律義務規定とする、消防庁による火災原因究明への主体的関与を可能とする等である。

消防法の改正実現へ

154回通常国会に入り、政府からも遅ればせながら消防法改正案が提出された。政府案は、消防署員の立ち入り権限の強化など一定の評価はできるものの、消防法違反に対する命令義務が規定されておらず、十分な内容ではなかった。

最終的には政府案が成立し、民主党案は廃案となったが、民主党の法案提出が政府による消防法改正の動きに大きく影響を与えた。

16

民主党案をベースに成立 迷惑メール防止法

迷惑メール対策の端緒となった民主党法案

2001年、携帯電話に“迷惑メール”が送りつけられる被害が急増し、社会問題化した。民主党は、政府・与党に先駆けてこの問題に取り組み、153回臨時国会に「商業広告に係る電子メール通信の適正化に関する法律案」（迷惑メール防止法案）を提出した。その内容は、受け手の同意に基づかない商業広告メールに対する「広告メール」の表示義務、商業広告メールの送信を拒絶する旨の意思表示をした場合の送信禁止、システム障害を与える電子メール通信に対する第一種電気通信事業者の拒否権の確保等である。

国民無視の政府・与党の縄張り争い

民主党が法案提出した翌2002年、自民党と経済産業省もそれぞれ法案提出の動きを見せたが、実態は「総務省と郵政族議員」対「経済産業省と商工族議員」の争いであった。民主党は、国民の被害をなおざりにして権限争いをする政府・与党の姿勢を厳しく批判し、内外で評価の高かった民主党法案の速やかな成立を求めた。

2つの法律が成立

154回通常国会に入り、政府・与党は2つの法案を成立させる選択をした。まず経済産業省の特定商取引法改正案が成立し、附帯決議が付された。次に与党議員立法については、その考え方が提出済の民主党案と類似性が高かったことから、民主党案に与党案を併合することとし、参議院総務委員長提出の「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案」として成立した。

17

国民のプライバシー保護 住基ネット凍結法案

プライバシー無視の小泉内閣

住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)は、1999年に政府・与党が成立させた改正住民基本台帳法により導入が決定したもので、2002年8月に施行された。与党は法制定時に、「この法律の施行に当たっては、政府は個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」との附則修正を行っており、さらに、当時の小淵首相は、「住基ネットの実施に当たっては、民間部門も対象とした個人情報保護に関する法整備を含めたシステムを速やかに整えることが前提である」と答弁していた。しかし、小泉内閣は、小淵首相の答弁を「政治姿勢を示したものにすぎないとし、法律で定まっている「個人情報保護に万全を期すための所要の措置」については、「政府は立法機関ではないため、法律案の検討・作成・国会への提出を意味するのみであり、法案の成否は関係ない」として、個人情報保護法の成立を待たずに住基ネットを稼働させた。

住基ネット凍結をめざし法案提出

十分な個人情報保護法制を整備し、国民のプライバシー保護に万全を期すことができた段階で、改めて住基ネットの施行を議論すべきとの考えから、野党4党は共同で「住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」(住基ネット凍結法案)を154回通常国会に提出した。同法案は、改正住民基本台帳法の施行日を無期延期するものであったが、与党はこれを廃案にし、2002年8月の住基ネット稼働を強行した。

18

独立した人権擁護機関を 人権擁護法案

国連からも厳しい指摘

国連は、日本政府に対し、警察や入管職員による虐待を調査・救済できるよう法務省などから独立した人権擁護機関を創設すべきと勧告している。

すでに民主党は、1999年5月決定の「行政改革に対する基本方針」において、内閣府の外局に「人権擁護委員会」を創設することを提言しており、さらに、政府から独立した分権型の人権擁護機関の具体化に向け、議員立法の検討を進めた。

民主党は法案大綱を発表

そして2002年3月、「中央人権委員会」を内閣府の外局として、「地方人権委員会」を各都道府県にそれぞれ設置する、過剰取材等の人権侵害行為については、報道機関等に自主的な解決に向けた取り組みを行うことを努力義務として課す、人権擁護委員の専門性を高めるため、報酬の支払いを可能とし、研修を実施する、などを柱とする「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案(大綱)」を決定、発表した。

重大な問題がある政府案

政府も154回通常国会に「人権擁護法案」を提出(参議院先議)したが、政府案には、人権委員会を法務省の外局として設置するとしており、国連の勧告に従っていない、過剰取材等の人権侵害行為についても、人権委員会が調停・仲裁、勧告、公表、訴訟援助などの強力な手段で恣意的に関与できるとなっており、報道統制につながりかねない、など重大な問題がある。民主党をはじめ、人権団体、報道機関の反対に、与党も消極的となり、実質的審議に入ることなく継続となった。

19

別姓での結婚も可能に 民法改正案

7本の議員立法を提出

民主党は、選択的夫婦別姓制度の導入と非嫡出子相続差別の撤廃を内容とする「民法の一部を改正する法律案」を、151回通常国会に衆議院に、153回臨時国会に参議院に再提出するなど、1999年12月以来計7本提出している。しかし、国民の関心も強く、様々な意見があることから、改めて党内議論を行うこととした。

従来の方針を再確認

内閣部門・法務部門合同会議を3回、さらに3月27日と4月4日の2回にわたり全議員政策懇談会を開催したところ、選択的夫婦別姓に関する意見は、議員それぞれの間観、人生観から国家観までのあらゆる価値観が反映される、個人の信条に従って行動すべき問題であり、統一的行動（党議拘束）になじまない、現実必要とする人が存在する、また、選択制であり、別姓を強制するものではなく、必要とする者の選択の自由を否定する理由に乏しい。多様な生き方を可能とすることは民主党の基本姿勢、の2つに集約された。これを踏まえ、ネクスト・キャビネットは、様々な意見は重く受け止めなければならないが、公約・方針を変えなければならないところまでには至っていないと判断、従来の方針を確認した。

参議院法務委員会で審議入り

154回通常国会では衆参両院で民主・共産・社民共同提出の民法改正案が継続審議となっていたが、参議院に提出した法案は、閉会間に法務委員会で趣旨説明が行われたのち廃案となった。衆議院に提出した法案は継続審議となった。

20

国際貢献の充実に向けて P K O法改正

P K O法改正の背景と民主党の提案

より積極的な国際貢献を行うための「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（P K O法）が湾岸危機後の1992年に成立してから9年、わが国は、着実にP K O参加の実績を積み上げてきた。しかし、海外での自衛隊活動への慎重姿勢から、平和維持隊（P K F）本体業務は凍結され、国際的なP K Oの任務実態からは極めて制約された参加であった。他方、冷戦後、国際社会の紛争や不安定要因の質的变化に対応して、国連でもP K Oの機能強化が図られてきた。

民主党は、国際社会の平和と安定を目的とするP K Oに、わが国が、憲法を踏まえ、さらに主体的かつ積極的に参加することが必要として検討を重ね、2001年11月に「民主党P K O改革案」を決定した。その中で、P K F本体業務凍結の解除、停戦認定や任務実態にあった武器使用基準などP K O参加5原則の見直し、「P K O訓練センター」の設置や態勢整備等を提起した。

政府案への対応

政府が153回臨時国会に提出したP K O法改正案の内容は、P K F本体業務の凍結解除、武器を使用して防護できる対象を「自己と共に現場に所在し、その職務を行うに伴い自己の管理下に入った者」の生命・身体の防護まで拡大、適用除外だった自衛隊法第95条（武器等防護のための武器使用）の適用等である。民主党は、上記「民主党P K O改革案」の方向性や、テロ対策特措法で導入された武器使用基準を踏まえ賛成した。今後とも、P K Oについては、国際状況に応じて適切に見直していく。

21

日韓の経済関係の強化 日韓投資協定

投資の自由化までの経緯

1997年末に金融危機を経験した韓国が、外資導入を促進するための交渉を日本に要請し、両国は、「投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定」を締結した。わが国が締結した投資協定としては、10番目の協定となる。過去に締結してきた投資協定と比べて、投資家の権利保護という点で手厚くなっている。具体的には、投資の許可審査段階における内国民待遇の原則的供与、投資阻害効果を有する諸措置、例えば部品などの現地調達要求や技術移転の要求などの原則禁止、収容の際の適正な補償、支払い等の自由な移転、投資紛争解決のための手続きの整備、などについて規定している。締約国は付属書に、例外業種または事項として規定されているものを除き、これらの原則に従うことが法的義務として課される。例外業種の中には、防衛産業、エネルギー産業、農業、金融サービス、放送業、公営企業などが含まれる。

より安定した日韓関係をめざして

民主党は、外務委員会等において質疑を行い、労働との関係で日韓両国から懸念の声が聞こえてくることや、わが国の産業空洞化など産業政策との関係について、政府を問いただした。具体的には、日本から投資が行われた企業において労働争議などが発生した場合のルールの枠組みなどについての質問を行った。協調的な労使関係が投資促進のために重要である、という認識を得た上で154回通常国会において本協定を承認した。

22

自由貿易の一層の推進 日星自由貿易協定

わが国初の自由貿易協定

わが国初の二国間自由貿易協定（FTA）となる「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」が、シンガポールとの間に締結された。その主な内容は、両国間の貿易及び投資の自由化、円滑化、幅広い分野での経済連携強化を図るというもの。具体的には、自由化（物品・サービスの貿易・投資、政府調達）、円滑化（税関手続き、貿易文書の電子化、相互認証など）、協力の促進（金融サービス、技術、貿易投資、中小企業、観光）等、多岐にわたる。この結果、物品貿易については、シンガポールからの輸入（2000年度、総額6,637億円）への関税の約94%が無税となる一方、シンガポールへの輸出については、全ての関税が無税となる。サービス貿易の自由化も、現行の品目数を飛躍的に拡大する。相互投資促進のための自由化措置も並行して行い、内国民待遇供与や投資阻害効果を有する特定措置の禁止などを約束する。

国内産業へのインパクトに配慮

民主党は、外務、経済産業委員会等において協定及び関連法案の質疑を行い、繊維など窮地に陥った国内産業に与える影響等について十分な配慮を求めた。また民主党は、他党とともに、輸入の増大による国内産業への影響を緩和するため新規産業創出、人材の育成など適切な措置を講ずること、今後も二国及び地域間協定の拡大につとめていくことなどを要求し、関連法案の附帯決議に盛り込むことで、本協定及び関連法案に賛成した。

23

米同時多発テロへの対応 テロ対策特別措置法

テロ対策特別措置法の成立

2001年9月11日に発生した米国同時多発テロを受け、政府は、米軍等への協力支援活動、捜索救助活動、被災民救援活動を柱とするテロ対策特別措置法案を153回臨時国会に提出した。民主党は、今回のテロは新たな脅威であり、国際協調の枠組みでの自衛隊の活用も含めた新たな対応が必要との認識で審議に臨んだ。

民主党は、国会の事前承認による民主的統制の確保、任務の場所的範囲の限定、武器・弾薬輸送の除外等を主張し、与党修正を引き出した。しかし、修正案でも国会承認は、自衛隊の活動開始後20日以内の事後承認となっていたため、民主党は、原則、「事前承認」とする修正案を提出したが否決され、与党修正案が成立した。

政府は、本法に定める「基本計画」を閣議決定、これに基づき「対応措置」を開始し、国会承認を求めた。民主党は、「対応措置」は憲法の枠内であると判断し、賛成した。

本法に基づく「基本計画」の延長

2002年5月7日、政府は「基本計画」の6カ月延長を閣議決定し国会に報告した。民主党は、当初自衛隊が派遣された時点とは、国際情勢が大きく変化していることから、「基本的な前提変更が生じたと認められ」、改めて国会承認に付すべきと主張したが、政府は延長を強行した。

今後、イラクを巡る国際情勢や派遣自衛隊の実態が変化すると認められる場合などは、改めて国会承認に付し、十分な審議を尽くして対応を決すよう求めていく。

24

テロ対策の推進 自衛隊法改正、海保庁法改正

政府は、テロ対策特別措置法案と併せて、自衛隊法改正案と海上保安庁法改正案を153回臨時国会に提出した。

自衛隊法改正案

自衛隊法改正案は、自衛隊及び駐留米軍の施設等を警護する「警護出動」を新設、武装工作員等や不審船事案に対処するため、治安出動下令前の情報収集を新設、治安出動時や海上警備行動時等での武器使用規定の改定等を主な内容とする。

民主党は、新たな脅威から国民の生命・財産の安全を確保する上で必要との認識から同法案に賛成した。ただし、公共安全と秩序の維持は警察が一義的に責任を負うとの原則を踏まえ、自衛隊の「警護出動」については、対象、範囲、要件、警察との関係等をしっかり検討すべきと主張した。また、秘密保全への罰則強化については、「知る権利」や「報道の自由」等を侵害しないよう運用すべきと主張した。今後、民間航空機、生物・化学兵器等を利用したテロ等への対処が必要である。

海上保安庁法改正案

本法案は、海上保安官の武器使用基準を緩和したもので、わが国及び周辺海域の安全確保等に必要の対応措置として賛成した。2001年12月、東シナ海で発生した不審船銃撃事件では、本改正に基づき、海上保安庁は新たな措置をとることができた。今後、不審船引き揚げとともに、事前の停船・捕捉の可能性、海洋法条約と関連国内法との関係、首相官邸の危機管理体制、警察庁・防衛庁・外務省等との連携等について、法的・制度的・態勢的な不備はないか、さらに検証していく。

25

緊急事態法制の整備 有事関連3法案

政府は、有事関連3法案（武力攻撃事態安全確保法案、安全保障会議設置法改正案、自衛隊法・防衛庁職員給与法等改正案）を154回通常国会に提出したが、民主党は結党以来堅持してきた、緊急事態に対処する法制は必要との立場から、「基本方針」をまとめて国会審議に臨んだ。しかし、審議は、対処の中心となるべき担当省庁の組織的な隠蔽工作、規律の弛緩等が次々に明らかになったことから、混乱を重ねた。また、法案については、そもそもテロや不審船など新たな脅威への対処方針が定められていないうえ、武力攻撃事態の定義及び認定が曖昧、国会承認について事前・事後が混在、国会決議による撤退等の方針もなく、民主的統制が不十分、基本的人権確保に関わる規定が単なる理念規定で不十分、避難・警報、医療・救助等、国民の安全確保と被害最小化への措置が先送り、情報公開・提供の責務規定がない、不服申立て、補償・賠償等の救済措置の手續や基準等の明示がない、自治体の役割・権限等が不明確、また、民間報道機関が指定公共機関になると報道の自由侵害の恐れがある、「周辺事態」と「武力攻撃事態」との関係、米軍による損害等への対処など米軍との関係についての方針がない、自衛隊法の「武力行使」と本法案との関係が不明確、権限継承順位規定がなく、指揮・権限等の組織関係が不明確、などの問題点がある。

民主党は、本法案は極めて問題が多く、真に国民の安全と基本的人権が確保される緊急事態への法整備が必要であるとし廃案を求めたが、継続審議となった。

26

国際競争力強化をめざして 連結納税制度導入関連法改正

民主党の従来主張

近年、企業グループの一体的経営を推進し、また企業組織の柔軟な再編成を可能とするために、純粹持ち株会社の解禁などの法整備が順次進められてきた。これらの措置は、わが国企業が、社会・経済環境の急激な変化に対応し、国際競争力を強化するために必要なものである。さらに、民主党は、これらの法整備の一環として、企業組織形態によらず税制の中立を確保する制度の構築が不可欠と考え、以前から連結納税制度の導入を主張してきた。政府も遅ればせながら連結納税制度を導入するための「法人税法等の一部を改正する法律案」を154回通常国会に提出した。

附帯決議をつけて賛成

ところが、同法案には、連結納税を適用しない企業にとって増税になるだけでなく、適用する企業にとっても意義を損なうような措置がいくつも設けられていた。特に、連結付加税の創設については、単に歳入確保のためという以外、全く論理的説明がつかなかった。民間シンクタンク等のアンケート結果によると、連結付加税の創設によって連結納税を適用する企業が限定される可能性が高く、このままの形で同法案が成立すると、結果として増税となる可能性があった。

このため民主党は、連結付加税を削除する旨の修正案を提出し、政府案とあわせて審議を行った。修正案は与党3党などの反対により否決されたものの、審議過程で財務大臣自ら連結付加税の早期見直しを示唆し、さらに国会としても附帯決議において早期見直しを求めることとしたため、政府案に賛成した。

27

銀行保有株の国家的飛ばし 銀行保有株買い上げ法

自民党金融族議員主導による国家的飛ばし

小泉内閣は、不良債権問題の抜本的解決を経済再生の第一歩と位置づけたが、現実には、護送船団方式と称された従来の金融行政と同様、問題先送りとびほう策が繰り返されている。しかも、小泉首相のリーダーシップの欠如により、不良債権問題は自民党金融族議員が主導することになった。

153回臨時国会に提出された政府の「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案（銀行保有株買い上げ法案）は銀行保有株の国家的飛ばし、与党提出の金融再生法改正案（次項参照）は不良債権の国家的飛ばしとも言える極めて筋の悪い政策であり、与党内からも疑問の声が噴出した。

株式市場を歪め、国民に負担を押しつけるおそれ

銀行保有株買い上げ法案は、銀行に株式保有制限を課すとともに、それによって放出される株を買い上げる受け皿として銀行等保有株式取得機構を設立するものである。機構には、株の買い上げ資金として2兆円の公的資金枠が設定された。

明らかに銀行救済を目的とした政策であることに加え、機構が不正取引の温床となって株式市場を歪めるおそれが大きいこと、最大2兆円もの損失が発生し、国民に負担が押しつけられるおそれが大きいことから、民主党は反対したが、法案は成立した。

さらに、154回通常国会では、一般事業会社が保有する銀行株を買い取り対象とする改正案が与党より提出された。これは銀行株の買い支えを目的とする点でさらに筋の悪い政策であり、民主党は反対したが、参議院で継続審議となった。

28

不良債権の国家的飛ばし 金融再生法改正

銀行救済のため不良債権を高値で買い取り

1998年秋の金融国会において、小淵首相（当時）が丸のみした民主党提案の「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（金融再生法）には、整理回収機構（RCC）が健全銀行の不良債権を買い取ることができるという規定が盛り込まれた。もちろん、RCCが不良債権を買い取った後に2次損失が発生すれば、最終的にその損失は国民負担となるため、買い取り価格は2次損失が発生しないように決められるべきものである。

しかし、現実には、銀行は厳格な資産査定と十分な引き当てを実施しておらず、RCCへの不良債権売却を促進することは、多額の引き当て不足を露呈させることになるため、RCCへの不良債権の売却は一向に進まなかった。

簿価買い取りが再浮上

そこで自民党金融族議員が発案したのが、銀行救済を目的とした買い取り価格の引き上げである。与党内では、買い取り価格を「簿価」とするという暴論まで飛び出したものの、結局は「時価」とすることでまとめ、153回臨時国会に金融再生法改正案を与党議員立法として提出してきた。しかし、「時価」の定義があいまいであり、法改正の目的が明らかに高値買い取りにあったことから、民主党は反対したが、成立した。

与党内でいったんは立ち消えになった簿価買い取り構想であるが、その後もこの構想はたびたび再浮上している。簿価買い取りを実施すればRCCには多額の2次損失が発生し、国民に負担が押しつけられる。民主党は、今後とも簿価買い取り構想には断固反対していく。

29

近視眼的ではない改革を 証券税制関連法改正

民主党の主張が一部実現

わが国証券市場改革の最大の課題である個人投資家の市場参入促進については、証券税制のみで実現できるものではなく、証券市場の信頼回復、透明性向上、株主重視の企業経営などインフラの改革が不可欠である。

民主党は、市場の透明性向上については、米国SEC以上の独立性と監視態勢を持つ証券取引委員会を設けることが必要であり、証券税制の見直しについては、第一に短期的な株価対策ではなく、市場の信頼性や透明性の向上に資すること、第二に金融資産にかかる所得課税の公平を実現することが重要であると主張してきた。

こうした中で、153回臨時国会において政府が提出した「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」は、申告分離一本化、税率の引き下げ、譲渡損失の繰越控除など、民主党が2000年秋以来主張してきた内容を含んでおり、評価できるものであった。しかし、同法案には、問題のある項目がいくつか含まれていた。特に、上場株式等を1年超保有して2003年から2005年の間に売却した場合には税率が軽減される緊急投資優遇措置は、実際に軽減措置が適用される時期になれば株式が売られる方向に誘導してしまうので、長期的・安定的な投資を推進する策とはなっておらず、むしろ、同一銘柄の回転売買による証券会社の手数料稼ぎなど政策目的とは無関係の取引に利用される可能性が大きい。

このため、民主党は、緊急投資優遇措置を削除する旨の修正案を提出したが、与党3党などの反対により否決された。しかし、基本的な方向性としては正しいとの判断から、政府案に賛成した。

30

一時しのぎの政府雇用策 雇用保険等臨時特例措置法

きわめて不十分な政府案

5.3%と過去最悪の失業率を記録し、雇用保険財政の枯渇が明らかになるなか、政府は、153回臨時国会に「経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案」（雇用保険等臨時特例措置法案）を提出した。その内容は、中高年齢者に対する訓練延長給付の再受講措置、経営革新に伴う労働者の雇入れ助成、中高年齢者の派遣期間の3年への延長、だけであり、中高年齢者の能力のミスマッチを解消し、雇用の機会確保・就職を促進するには極めて不十分なものであった。

民主党は対案を提出

これに対し民主党は、「総合雇用政策」を発表するとともに、「雇用保険の財政の安定化及び求職者等に対する能力開発支援のための緊急措置に関する法案」を対案として提出した。

民主党案は、雇用保険が財政的に破綻する事態を踏まえ、雇用保険財政の安定化を図るため一般会計から拠出する失業等給付資金を設置、求職者給付の水準を確保する、求職者給付の受給を終えた非自発的失業者及び自営業廃業者に対して、就職及び新規事業の開始を促進するための教育訓練中、手当を支給し、その能力開発を支援する、という内容である。

残念ながら民主党案は否決され、政府案が成立した（民主党は反対）が、民主党の指摘どおり、雇用保険財政の安定化は喫緊の課題となっている。また、労働者個人の主体的かつ積極的な能力開発を支援する職業訓練の拡充が不可欠となっている。

31

障害者の雇用と自立を 障害者雇用促進法改正

厳しい雇用状況が続くなか、障害者の雇用は
いっそう厳しさを増している。企業組織の再編の
活発化など障害者雇用を取り巻く環境も変化して
おり、政府は154回通常国会に「障害者の雇用の
促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を
提出した。主な内容は、障害者雇用率の算定方
式の見直し。企業グループでの障害者雇用を促進
するため、特例子会社、関係子会社もあわせた雇
用率算定を可能とする。除外率の廃止に向けた段
階的縮小、障害者就業・生活支援センターでの
支援事業創設と職場適応援助者（ジョブコーチ）
事業の創設、精神障害者の雇用促進、である。

民主党は附帯決議をつけて賛成

障害者の就業は、その能力や適性を生かし、社
会的自立、誇りと生きがい、将来への夢、地域で
暮らすことにつながる。民主党は、関係団体等か
らのヒアリング、米国の就労支援ビデオの鑑賞、
都内でジョブコーチ支援を実施するスーパーや就
業・生活支援センターの候補施設、特例子会社を
訪問するなど、その実態の把握とノーマライゼー
ション（誰もが自立して生活できること）の理念
にふさわしい施策について検討を進めた。

国会審議において、民主党は、障害者の職場拡
大、雇用分野のノーマライゼーションを図る視点
から、精神障害者への雇用率制度の適用につい
て、人権に配慮し、その早期実施に努めること、

公的機関も含めた雇用率制度の厳正な運用、
企業グループによる雇用率算定にあたっての親会
社の責任を明確化、ジョブコーチの早急な養成
など附帯決議を付した上で、政府案に賛成した。

32

差別・偏見助長する政府案 心神喪失者医療観察法案

池田小事件の再発防止にならない政府案

政府は、大阪池田小児童殺傷事件を精神障害者
による犯罪と早合点した小泉首相の指示で、「心
神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医
療及び観察等に関する法律案」を154回通常国会
に提出した。池田小事件では、安易な精神鑑
定、刑事施設での精神医療の不備、地域にお
ける精神保健福祉体制の未整備など、従来から
の問題が浮き彫りになった。しかし政府案は、こ
れらの解決にならないばかりか、殺人・傷害等
を行った精神障害者を、「再犯のおそれ」という推
測に基づいて事実上無期限に強制入院させる「予
防拘禁」が中心となっており、精神障害者への差
別・偏見を助長するものであった。

民主党は政府案に反対、対抗案を提出

民主党は、政府案への反対を決定するととも
に、池田小事件の教訓を真摯に受け止め、現行制
度の欠陥を総合的・抜本的に改善する「司法と精
神医療の改革のための民主党案」をまとめた。そ
のうち法改正が必要な精神鑑定センターの設置
（裁判所法改正案、検察庁法改正案）、措置入院
制度の適正化、精神科集中治療センターの設置、
社会復帰支援体制の強化（精神保健福祉法改正
案）は、民主党3法案として提出した。また、刑
事施設での医療・援助の充実、精神保健指定医等
の研修・養成、措置入院指定病院の基準引上げなど
の運用改善策、さらに、社会的入院の解消や生活支
援・雇用まで含む精神保健福祉施策全体の底上げを
図る「10カ年戦略」の策定を提言している。

政府案と民主党案は、法務委員会・厚生労働委
員会連合審査会で一括審議され、継続となった。

33

抜本改革なき患者負担増 健保法改正、健康増進法

抜本改革先送りの国民負担増

小泉内閣は、構造改革の目玉の一つとして「健康保険法等の一部を改正する法律案」を154回通常国会に提出した。しかしその内容は、70歳以上の患者負担を定率1割負担(高所得者は2割)とする、老人保健制度の対象を70歳から75歳に、公費負担割合を3割から5割に、いずれも5年間で引き上げる、3歳以上69歳未満の患者窓口負担を3割とする(3歳未満は2割)、被用者保険に総報酬制を導入し保険料を8.2%に引き上げる(現行7.5%)、附則に改革項目を列挙し基本方針を定める、等であり、医療制度の抜本改革をすべて先送りし、患者に負担増を押しつけるだけのものであった。また、あわせて提出された「健康増進法案」は、健康増進のための基本方針策定、健康手帳の交付、国民健康・栄養調査の実施、受動喫煙の防止などを定めるものだが、内容に乏しく、健診データの個人情報保護規定など十分な検討が必要であった。

対案として「患者の権利法案」などを提出

民主党は、カルテなど医療情報の開示を定める「医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案」(患者の権利法案)と、失業者の健康保険料を軽減する「健康保険法等の一部を改正する法律案」を、国民の立場に立った医療制度改革法案として衆参両院に提出し、十分な国会審議を求めた。

しかし、小泉首相の「3割負担が抜本改革につながる」という論理も明確になることがないまま、自民・公明・保守の与党3党は、衆参両院で、審議打ち切り・政府案の強行採決という暴挙に出た。

34

血液新法の制定 薬事法・採血供血法改正

安全な血液の国内自給に向けて

薬害エイズ、薬害ヤコブ病事件への反省のもと、政府は「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律案」を154回通常国会に提出した。

薬事法の改正内容は、医療機器に係る安全対策の見直し、血液製剤やワクチンなど生物由来製品の安全確保対策の充実、医薬品や医療機器の市販後安全対策の充実と、承認・許可制度の見直しなどである。

採血供血あつせん業取締法の改正内容は、血液製剤の安定供給確保と安全性の向上をはかるため、法律の題名を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に改めることや、献血による国内自給確保のため、国や都道府県、採血事業者等の責務を定める、などである。

法案修正と委員会決議をリード

法案審議を先に行った参議院において、民主党の提起により与野党共同修正案がまとめられ、可決された。内容は、献血による国内自給達成に関する国の責務明確化、医薬品等の副作用による健康被害防止のため、薬事・食品衛生審議会の機能強化、被害者救済体制の検討規定などである。また附帯決議に、血液製剤の安全性確保システムへの患者代表参加など盛り込んだ。

さらに衆議院では、医薬品や医療機器による健康被害を再び発生させることのないよう、政府に適切な措置を講ずることを求めた厚生労働委員会決議(「医薬品・医療機器の安全対策の推進に関する件」)を民主党中心にまとめ、全会一致で採択した。法案も全会一致で可決、成立した。

35

国民運動から法案成立 BSE新法

無責任な政府・与党

2001年9月に国内初のBSE（牛海綿状脳症）感染牛が確認された。国は、食肉処理場の検査体制強化、畜産・酪農家の経営安定、BSEの原因といわれる肉骨粉の処理、検査前に処理された牛肉の市場隔離などを行ったものの、すべて予算措置に過ぎなかった。

予算措置であるため、国の法的な責務が明確でない。また、農林水産省の予算だけで対応したため、経済産業省が管轄する飲食店は対象外となるなど、総じて無責任な対応であった。

野党法案に国民の熱い支持

民主党を中心とした野党4党は、国が責任を持ってBSE対策に取り組まねば問題は解消しないとの見地から、新たな感染牛を作らない（牛肉骨粉の飼料使用禁止等）、安全性を疑われる牛肉は流通させない（検査体制の確立、感染牛の焼却等）といった安全と安心を取り戻すための体制整備を行うとともに、国の責任によって生じたBSEにより経営に被害を受けた関係業者の経営安定措置等を盛り込んだBSE緊急措置法案を154回通常国会に提出した。その早期成立を求める署名が100万を超えるなど、熱い支持を集めた。

与党も参加し法案成立

「野党の主張は対応済み」と無視しようとした与党も、国民の反応を見て、超党派での対応を求めてきた。協議の結果、野党法案を基本とした「牛海綿状脳症対策特別措置法」（BSE新法）を衆議院農林水産委員長提案として全会一致で、154回通常国会中に成立させることができた。

36

表示は信用できるか？ JAS法改正

偽装表示・不当表示に無力なJAS法

大手食肉企業が、BSE対策として行われた牛肉の買い取り制度を悪用していたことが発覚した。さらにこの企業が長期にわたり牛肉の原産地表示を偽って販売していたことも判明した。その後も、全国で虚偽・不当表示が横行している実態がこの事件を契機に発覚し、適正表示を確保するJAS法が十分機能しないことが明らかになった。

事後的な対応のみの政府案

政府が154回通常国会に提出した「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案」（JAS法改正案）は、虚偽表示を行ったとしても、すぐに企業名が公表されるわけではなく、また悪質な違反であっても50万円の罰金しか課されない現行法を改め、違反した企業名の公表をより弾力的に行い、罰則を大幅に強化し、法人には最大1億円の罰金、個人には最大1年以下の懲役又は100万円以下の罰金を課するという内容であった。

未然に防止する修正案を提出

しかし、この改正案は不正を未然に防ぐようにするものではない。そこで民主党は、製造や小売の段階での監視や指導を行う「農林物資品質表示監視官」を設置する修正案を提出した。

与党の反対により修正案は否決されたが、修正案の内容を活かし、「立入権限を有する常設の食品表示監視担当職員の配置」を検討する附帯決議を付したことにより賛成した。2003年の通常国会にも予定されている抜本改正に期待したい。

37

安全・安心な農業を推進 環境保全型農業生産促進法案

欧米では、農業を原因とする環境問題について、家畜の粗放化や農薬・肥料の使用を抑制するなどの対策が進められている。

日本でも、農薬や化学肥料を極力使わない「安全・安心な農産物」への消費者の期待が高まっている。しかし、JAS法に基づいて「有機」と表示できる栽培方法は、従来型の農法よりも労力が掛かるわりに収穫量が減少する、日本の温暖・多湿な気候では病害虫が発生しやすいなどにより、拡大しているとはいえない。

このような状況を踏まえ、民主党は「有機」栽培だけにこだわるのではなく、農薬や化学肥料を減らしたさまざまな農業生産方式を促進する制度づくりに取り組んだ。特に、慣行農法による農産物との差別化を図り、「安全・安心」を消費者にわかりやすくすること、農業者が新たな農法へ転換するための後押しを行うことをポイントとした。

そして民主党は、153回臨時国会において、農林水産省ガイドラインに定められている「特別栽培農産物」の栽培方式に準じた農産物に対して、

表示制度を法制化するとともに、それらの栽培方式へ移行する農家に対し、生産が軌道に乗るまでの間（3年間を想定）助成を行うことを柱とする、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の一部を改正する法律案」（環境保全型農業生産促進法案）を提出した。

153回臨時国会、再提出した154回通常国会とともに与党の抵抗により審議に入ることなく廃案となったが、政府でも特別栽培農産物の位置づけの再検討をはじめると、民主党の取り組みが影響を与えはじめており、今後の国会の焦点である。

38

真の再生のために 有明海再生法案

有明海再生には不十分な与党案

2001年冬に起きたノリ不作で全国的に有名となった有明海異変。その生物生産性の高さから「宝の海」と呼ばれた有明海・八代海的环境は年々悪化しており、早急な対策が必要である。

そうした状況下で、与党3党は154回通常国会に「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案」を提出した。法案名こそ再生をうたっているが、有明海異変と諫早湾干拓事業の間に一切の関係を認めないことが大前提となっており、内容も漁港漁場整備法に基づく事業の地元負担率を最大5%軽減することに留まるなど、とても真の再生を期待できるものではなかった。

漁民・市民とともに法律を作る

民主党は、干拓事業も含め様々な異変要因に対応する必要があるという立場に立っており、抜本的な再生策作り着手した。2002年6月には、「有明法案ヒアリングin福岡・有明」を開催して、地元の漁民・住民と民主党国会議員が、対等の立場で法案の内容について議論し、好評を得た。

そして、有明海・八代海的环境総合調査を実施する機関を設置する、3年間で諫早湾干拓事業や河川の水質等と環境悪化の因果関係、水産資源減少との関係など多角的な調査を実施する、必要な再生事業に取り組むことを内容とする「有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案」（有明海再生法案）をまとめ、154回通常国会に提出した。

民主党案と与党案は、ともに農林水産委員会に付託されたが、審議時間がなく、継続となった。

39

養殖も環境保全型に 持続養殖確保法改正案

汚染が進む日本沿岸

日本水産業における沿岸漁業の重要性が高まる中で、日本沿岸の環境悪化はすすむ一方である。産業廃水や生活排水のほか、栽培（養殖）漁業を原因とする汚染も見逃げせない状況となっている。

漁業の持続的発展をめざして

民主党は、水産庁が使用薬剤および使用方法、また禁止薬剤を通達で指導しながらも、罰則もなく実効性が上がらないことから、「持続的養殖生産確保法」の改正による沿岸漁場環境保全の検討に着手した。

同法は、餌の投与等によって生じる物質が、養殖水産動植物の育成に悪影響を与えないようにすることにとどまっているため、に薬剤によって生じる物質を、に水域の生態系の維持に悪影響を与えないことを加えらるとともに、水質や生態系の調査実施を都道府県知事に義務づけ、

養殖漁場の改善に取り組む漁業者には資金の融通援助を行うことを盛り込んだ「持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案」を取りまとめた。

他党とも連携

環境と調和をした養殖漁業を推進する同法案を成立させるため、他党にも共同提出への参加を要請し協議を行ったところ、水質等の調査義務を「毎年」から「必要があると認められるとき」に改めるなど、ほぼ合意できる内容を取りまとめるまで作業が進められたが、審議日程等の関係から154回通常国会では提出に至らず、次期国会に提出・成立をめざすこととなった。

40

車の不法投棄をなくす 自動車リサイクル法

全国に溢れる不法投棄車

環境省の調査によると、2001年度における車の不法投棄ないし野積みは、全国で12万6,000台。処分場が逼迫し、鉄スクラップ市場価格も低迷、市場任せの廃車リサイクルが難しくなってきた。

このため政府は、大規模な新システムの導入を決定し、「使用済自動車の再資源化等に関する法律案」を154回通常国会に提出した。骨子は、リサイクル費用の自動車ユーザーによる原則負担、わが国の廃棄物処理制度としては初の「前払い方式」の導入、支払額を自車のリサイクルに使う「自車充当方式」の実施、徴収分リサイクル費の新設資金管理団体による管理・運用、リサイクル・コストの比較的高い3品目（フロン、エアバッグ、破碎くず）のメーカーによる引取りの義務化などである。

問題の争点と民主党の対応

民主党によるイニシアチブのもと、附帯決議に、計9兆円相当の自動車関係諸税（取得税、重量税等）の簡素化・軽減、資金管理団体運営の透明性の確保及び天下り等の防止、リサイクル費用の不法投棄対策等への利用の検討、諸外国の動向に応じ制度を見直し、等が盛り込まれたことから、民主党は賛成し、法案は成立した。

また民主党は、EU各国の動向を睨みつつ、将来的には、企業内のリサイクル費用積み立てにかかる法定準備金の創設を柱とするシステムが望ましい、との見解を公表した。

41

新エネ・競争・国民重視 エネルギー政策基本法

問題だらけの与党原案

エネルギーに関する基本法案を策定しないまま、政府は、各省庁縦割りの枠組みの中で、哲学も理念もない政策を踏襲してきた。そうした状況の中、153回臨時国会に、与党3党から「エネルギー政策基本法案」が提出された。法案は154回通常国会で、経済産業委員会において審議された。

しかし、与党によって拙速にまとめられた原案は、新エネルギーの位置付けが不十分、規制緩和が後退している、国民参加を軽視している、「エネルギー需給」という表現が多過ぎる、国会の関与が明記されていない、等の問題があり、このまま成立させるに値しない内容となっていた。

民主党の修正が次々に実現

こうした中、民主党は、自然エネルギーのさらなる重視、市場原理の活用 of 明確化、基本計画の国会承認事項、時宜に応じた基本計画の見直し、基本計画作成に向け国民及び地方の参加の場の設定、「エネルギー需給」の中の「需給」という表現の削除、「エネルギー自給率の向上」という表現の削除、エネルギーに関する情報公開の促進を盛り込んだ修正案を取りまとめ、与党に要求を行った。

その結果、太陽光、風力を重視、「需給」を極力削除、規制緩和をさらに積極的に位置付け、基本計画の国会報告を明記、見直しを5年以内から3年以内へ、積極的な情報公開の促進など、多くの重要な修正が実現し、法案は成立した。

42

新エネ時代への第一歩 電気事業者新エネルギー法

いわゆるRPS方式を採用

政府は、154回通常国会に、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案」を提出した。その枠組みが注目されていたが、政府案は固定価格買い取り方式ではなく、電気事業者に一定量以上の新エネルギーを利用して得られる電気の利用を義務づける仕組み、いわゆるRPS（Renewable Portfolio Standard）方式を採用している。法案は、利用目標の設定、電気事業者への新エネルギー電気利用義務づけ、自ら発電・新エネ電気購入・肩代わりの選択等について規定している。

廃プラ発電等で厳しい注文

民主党は、他の野党とともに固定価格買い取りを柱とする独自案を提出したが、政府案の問題点についても整理を行った。具体的には、市場価格で新エネの促進につながるのか、風力発電や太陽光発電へのインセンティブが小さいのではないかと、石油から作られた廃プラスチック発電をことさら促進する内容ではないかと、国の助成を明記すべきではないかと、等の問題点が明らかになった。

以上の諸点について、委員会質問、附帯決議で厳しい注文をつけた。附帯決議には、廃プラ発電に対し抑制的観点に立つこと、新エネルギーの市場拡大に資すること、関係税制の整備に努めること、関係事業者へ周知を図ること、などが盛り込まれた。経済産業大臣より、政令で廃プラ発電を対象に定める場合は慎重に行う旨の答弁を得た。民主党は一步前進として、政府案に賛成することとし、法案は成立した。

43

自然エネルギーの活用 自然エネ発電促進法案

議連統合案をもとに法案提出

地球温暖化を防止するとともに、化石燃料の使用を抑制し、再生可能な自然エネルギーを大幅に導入し、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築することが今日強く求められている。

こうした中、1999年に超党派の自然エネルギー推進議員連盟が発足し、関係者の意見も聞きながら、自然エネルギー供給促進法案、いわゆる議連統合案が策定された。この議連統合案をもとに、電力のみを対象とした内容とし、民主党をはじめとする野党は、154回通常国会に「自然エネルギー発電促進法案」を提出した。

固定価格で安定して買い取る仕組み

この法案の最大の特徴は、買取りの仕組みにある。すなわち、電気事業者は、自然エネルギー発電の種類ごとに買取条件について買取約款を定め、いわゆる「回避可能原価」を下回らない額で買い取る。そして、国は、自然エネルギー発電を行う者の電気の売渡しについて補助を行うことができることとし、その単価はいわゆる「セカンドプライス・オークション方式」で定める。

また、自然エネルギー発電の定義として、太陽光・風力発電など、自然現象または生物体由来する枯渇しないエネルギー資源による発電であることを明記し、廃プラスチック発電等を除外している。

この法案は、政府案とともに審議されたが、採決には付されなかった。

44

看板すげ替えの二セ改革 石油公団改革関連法

血税の無駄遣いへの反省なし

小泉内閣は、特殊法人改革の一環として154回通常国会に「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案」「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案」を提出した。

法案は、石油公団の廃止、石油開発のためのリスクマネー供給機能、国家備蓄統合管理等の機能は金属鉱業事業団と統合した上で独立行政法人を設置、石油公団保有の開発関連資産について、適正な処理を行い、その終結を待って特殊会社を設立すること、を柱としている。

しかし、石油公団を通じ、約2兆円もの資金を投じて、300近くの石油開発会社を乱立させ、約1兆3,000億円（プロジェクトの損失が8,745億円、欠損金が4,000億円超）もの無駄を出すとともに、石油の中東依存脱却などの政策目的が達成されずにいること等について、きちんとした総括及び反省を行わずにきた。

本法案は看板のすげ替えに過ぎない、中途半端な内容にとどまった。

調査団派遣し、開発会社、備蓄会社を徹底追及

民主党は、調査団を派遣し、石油開発会社、石油備蓄会社、天下りの実態を明らかにした。特に、石油備蓄会社については、社長が自分の仕事さえも答えられないケースがあった。

民主党は、政府、公団、関連会社の責任を徹底的に追及した。掛け声倒れの改革に過ぎないこと、エネルギー政策等の視点から法案に反対したが、法案は成立した。

45

公正な社会をめざして 独占禁止法改正

時代に即した独禁法の緩和

政府は、154回通常国会に「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」を提出した。同法案は、独占禁止法のなかで「一般集中規制」と呼ばれる部分を改正したもの。

内容は、商社等、大規模会社による他事業会社の株式保有を原則自由化する、証券会社をいわゆる株式保有の“5%ルール”から除外する、銀行、保険会社等による他の金融会社株式の保有制限を廃止する、カルテルなど競争違反行為に対する罰金上限額を1億円から5億円に引き上げる、等。

公取委機能強化、罰金体系の抜本的見直しを主張

民主党は、独禁法を緩和するだけに留まらず、「吠えぬ番犬」と揶揄される日本の公正取引委員会の機能強化を含めた様々な要求を行った。具体的には、公取委の管轄を現在の総務省から内閣府へ移管、長引く不況下で、不当な扱いを受けやすい中小下請け企業を保護するための措置(民主党提出「下請け支払い遅延防止法案」)、官製談合の取り締まりの強化、金融再編が進行する中、新法がグッド・バンクに対するバッド・バンクの押し付けに利用されないための保証措置、等。

最終的には、公取委に対して一層の独立性を付与していくことや、課徴金、刑事罰や公取委の調査権限のあり方を含めた違反行為に対する措置体系全体についての早急な見直しを行うこと、下請け取引の適正化、などを内容とする附帯決議が付されたため賛成し、法案は成立した。

46

特許権保護の強化 特許法改正、弁理士法改正

特許権の保護強化

政府は、ソフトウェアなどの情報財がインターネットなどを通じて著作者に無断で配布されることが多くなっていることに鑑み、情報財の特許保護強化を図るための「特許法等の一部を改正する法律案」を154回通常国会に提出した。内容は、

有体物にしか認められていなかった特許権をソフトウェアなどの無体物にまで広げた上で、特許されたソフトウェアをネットワーク上にて無断で送信する行為が特許権侵害にあたることを明示、法的な制約があった特許権の間接侵害の枠を広げ、専用部品(特定目的の部品)の悪意提供のみならず、通常部品の悪意提供も間接侵害行為の中を含めることなどである。

知的財産をめぐる紛争解決の促進

知的財産関連の侵害訴訟件数は、ここ10年間で約2倍となり、今後も増加が予測されているが、知的財産専門の弁理士は300人弱に留まり、十分なサービス提供が困難な状況にある。

このため政府は、「弁理士法の一部を改正する法律案」を提出した。これは特許権侵害訴訟において弁理士が、一定条件(試験、研修義務や弁理士との共同出廷等)のもと、訴訟当事者の代理をつとめる権利を与えるというものである。

民主党は、国際化が進む中、国境を越えた侵害に対する特許権保護の強化、訴訟代理制度の柔軟な運用や、弁理士による単独出廷についての広範な論議を進めること、などを内容とした附帯決議について各党の合意を取り付けることに成功し、これを条件に、両法案に賛成した。

47

公営ギャンブルの見直し 競輪・オートレース法改正

売上げ低迷の公営ギャンブル

近年、長引く景気の低迷などにより、競輪・オートレースなどの売上額は大幅に減少し、レース開催者である地方自治体の事業収支も大幅に悪化している。事業存続のためには、競輪・オートレース事業全体の構造改革が不可欠であるという視点に立ち、政府は「自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案」を154回通常国会に提出した。主な内容は、毎年、日本自転車振興会や日本小型自動車振興会に対する納付が義務付けられている交付金額を減らし、自治体の負担を軽減する、現在、赤字を計上している自治体については、最長3年間まで交付金の支払いを猶予した上で、事業計画改善のための計画策定を義務付ける、計画目標が達成されなかった場合は事業から撤退させる、など。

さらなる制度改革を要求

民主党は、委員会における質疑の中で、特別会計として国会の審議にも会計検査院による監査にもかからない競輪・オートレース関連交付金や補助金のあり方、交付先団体と天下りの関係、交付先団体の不透明な事業の実態などの諸点について政府をただした。特に交付金については、日本自転車振興会や日本小型自動車振興会に納めるのではなく、国庫に納付すべきなのではないか、などの意見を提起した。多くの自治体による競技運営が経営難に陥っている中、抜本的な制度の見直しを3年後に行うことを内容とする修正案が民主党主導のもとに作られ、共産党を除く与野党一致でこれが可決され、法案は成立した。

48

文化権を明記 文化芸術振興基本法

民主党独自案の作成

芸術家や文化関係者の社会的地位の低さや、哲学に欠けるハコモノ中心の文化行政が、わが国の芸術文化活動の健全な発展を妨げる要因となってきたことから、かねてより芸術文化関係者から芸術文化基本法の制定を求める声が上がっていた。

この声を受け、民主党議員も多く参加する超党派の議員連盟で、芸術文化基本法の制定に向けた議論が行われていた中で、2001年4月、公明党が他党に先行して「基本法案要綱」を発表、同年6月に公明・保守両党共同で「芸術文化振興基本法案」が衆議院に提出された。

民主党も独自案を作成すべく関係団体・学者等からのヒアリング・協議等を重ね、2001年10月に、誰もがもつ「文化権」(自由に多様な芸術文化を創造し、享受する権利)の明文化、芸術内容への行政の不介入、地域主体の施策実施、

民間の政策関与などを盛り込んだ「芸術文化基本法案」を取りまとめた。

与野党協議から法制定まで

その後、公明・保守両党は法案を撤回し、あらためて自民党も加わり与党案が作成された。与党統一案と民主党案が出揃ったところで、与野党共同案作成への機運が生まれ、協議が重ねられた。

与野党協議の場で、民主党は、文化権の明記や芸術家の地位の向上などを強く主張し、与野党共同案である「文化芸術振興基本法案」に盛り込まれることとなった。同法案は153回臨時国会に提出され可決・成立した。

49

子どもに読書の機会を 子ども読書活動推進法

子ども読書年に関する国会決議

衆参両院は1999年、「国際子ども図書館」が開館する翌年の2000年を「子ども読書年」とする国会決議を行った。

同決議は、1990年に開催された国際連合での「子どものための世界サミット」における「子どもを政治の最優先に」との誓いから10年を経てもなお、世界中で貧困や地域紛争により子どもたちの人権がないがしろにされている状況や、先進国でもモノの豊かさに心の豊かさが追いつかず、さまざまな問題が顕在化している状況に鑑み、子どもの感性や表現力を啓発し、人生をより味わい深い豊かなものとしていくために、子どもの読書活動を国を挙げて応援すべく行われた。

この決議を受け、民主党議員を中心とした超党派による「子どもの読書活動の推進に関する法律案」作成への取り組みがスタートし、151回通常国会までに一定の取りまとめを行った。

法律の理念と責務

同法案は、子どもの読書活動が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものと位置づけ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう推進することを基本理念としている。また、国や自治体が基本理念にのっとり施策を策定し、実施する責務を有することを規定している。

153回臨時国会に同法案は提出され、与野党の賛成多数により可決・成立した。

50

学校に進路相談員を配置 ガイダンスカウンセラー法案

ガイダンスカウンセラーとは

社会がめまぐるしく変化する中で、公教育における進路指導は重要な意味を持つ。しかし、わが国の教育現場、特に中学校において進路指導を行っている担任教員は、そのほとんどが普通高校、大学の教育学部の卒業であるため、このような社会的要請に応えきれていない。

米国では1920年代には早くも職業カウンセラーが登場し、1950年代から60年代にかけて進路指導、職業指導などを行う「ガイダンスカウンセラー制度」が確立されている。一方日本では、1989年に筑波大学で全国初のカウンセリング専攻の社会人大学院が創設されたが、米国のような「カウンセリング心理学」専攻課程を設置した大学はない。

米国のようなシステムを日本でも定着させ、小学校や中学校段階から職業教育の充実を図ることを目的に、民主党の文部科学部門会議は、職業教育ワーキングチームを設置し、法案化に向けた作業に入った。

法案の提出

検討を経て、小学校、中学校、高等学校に専門的知識を持って適切な職業選択等の進路指導を行う相談員を配置することを可能とする「学校教育法の一部を改正する法律案」(ガイダンスカウンセラー法案)を作成、153回臨時国会に提出した。

同法案は、154回通常国会でも継続審議となっているが、民主党は同法案をさらに充実させ「新ガイダンスカウンセラー法案」として再提出することも含め、検討をすすめている。

51

危険校舎の改修を促進 学校耐震改修促進法案

学校施設の耐震性の現状

現在、公立小中学校施設の65%が現行の耐震基準施行以前の建築であり、4割以上の施設は耐震性がないと推計されている。多くの学校現場で老朽化による床のひび割れ、雨漏り、壁や天井の崩落などが起きており、1日の多くの時間を学校で過ごす児童・生徒にとって極めて危険な状況といえる。また、学校施設は災害時における地域住民の緊急避難所としても活用されることから、早急な整備が求められている。

法案化への取り組み

民主党の文部科学部門会議は、2002年2月から法案作成に向け調査・検討を開始した。

全国で耐震改修が思うように進まない背景には、自治体の厳しい財政状況がある。しかも財政難から、整備はおろか耐震診断すら行わない自治体が多いという実態も明らかになった。

そこで民主党は、公立小中学校の耐震診断を全額国庫負担で義務化する、補強・改築に係る国庫負担率をかさ上げする、の2点を柱とする5年間の時限立法である「公立の小中学校等における地震防災上改修又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案」を作成した。

今後の取り組み

同法案は154回通常国会最終盤に完成したため、十分な審議時間の確保が困難なことから提出は見送ったが、次期国会冒頭に提出し、成立を期す考えである。

52

官による談合にメス 官製談合防止法

蔓延する官製談合

国や地方公共団体が行う公共事業や物品の発注に際して入札談合が蔓延しており、業者間の公正な競争が阻害されることで、国民の貴重な税金が浪費されている。談合が蔓延する原因は、発注者である官公庁側に談合を容認する空気が存在しているからであり、特定の業者が落札しやすいようにするため、秘密とされている予定価格を漏らしたり、なかには「天の声」と称して希望する落札業者を指名するケースさえある。

官製談合防止法案が成立

民主党は、これら官製談合を防止するため、国土交通部門会議を中心に、「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案」及び関連2法案（官製談合防止法案）を作成し、153回臨時国会に提出した。その内容は、官製談合を行った官公庁に対し公正取引委員会が改善措置を要求できるようにするとともに、違反職員に対する損害賠償請求を義務づけるものである。

このような民主党の取り組みに触発された与党3党も154回通常国会に「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案」を提出した。この与党案は、官製談合の定義に「官による談合の放置・黙認」が含まれない、損害賠償の要件が「故意または重過失」によるものとして「過失」が含まれない、地方自治体の監査委員制度や会計検査院の活用が盛り込まれていない、などの点で民主党案より劣る内容であったが、衆議院経済産業委員会で審議されたのち、民主党案は否決となり、与党案が成立した。

53

機内迷惑の根絶に向けて 機内迷惑防止法案

航空機内の迷惑行為を取り締まる法案を提出

暴力・泥酔・喫煙・客室乗務員に対するセクハラや暴言、禁止されている電子機器の使用など、航空機内における迷惑行為が多発している。これらは1999年に289件の報告があったが、2001年には416件に達するなど、その発生は増加傾向にある。これらの行為は他の乗客や乗員の迷惑になるだけではなく、航空機の安全運航上、深刻な事態を招きかねないケースもあることから、厳罰化に向けた一刻も早い対策が求められている。民主党の国土交通部門会議では、航空関係者等の要請にもとづいて法制化の検討を重ね、「航空法の一部を改正する法律案」(機内迷惑防止法案)を153回臨時国会に提出した。

国土交通省は具体化を先送り

機内迷惑行為の多発に関する国土交通省の姿勢は、当初は慎重なものであったが、民主党の法案が国会提出されるに至って重い腰をあげざるを得なくなり、2002年2月には「機内迷惑行為防止に関する行動指針」を発表した。しかしその内容はこれまで既に航空各社が行ってきた対策の列挙に過ぎず、法制化についても国民に新たな刑罰を科すものとして具体化を先送りしている。

I C A O (国際民間航空機関)は2001年10月の総会において、締結国に対しモデル法制案の早期採用を促す決議案を採択しており、法制化は国際的にも当然の流れとなっている。民主党案は未だ審議されるに至っていないが、154回通常国会でも継続審議となったため、次期国会での審議・早期成立を求めていく。

54

移動に関する権利を保障 交通基本法案

交通に関する総合法規が不在

高齢者や障害者など、一般公共交通機関の利用が困難である人々にとって、独自の輸送サービスの確保や交通施設・車両のバリアフリー化は切実な課題である。また、航空・鉄道・道路・船舶など各種交通手段の整備が縦割りで行われているため、交通モード間の効率的・有機的な連携が図られていないなどの問題が発生している。

さらに、運輸部門における二酸化炭素排出量が大幅に増加している現状を考えれば、環境負荷の少ない交通体系の確立が急務であるが、その検討は十分に進んでいるとはいえない。これらはいずれも交通に関する総合法規が不在であるがゆえの問題である。

民主党は交通基本法案を提出

以上の問題意識のもと、民主党の国土交通部門会議は「交通基本法案」の骨子を取りまとめ、インターネット上に公開し、パブリックコメントを募集した。その結果59件の意見が寄せられたため、一部内容を修正し、154回通常国会に提出した。

その内容は、すべての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動を保障される権利として「移動に関する権利」を定めるとともに、徒歩・自転車・自動車・鉄道・航空など各種交通手段がそれぞれの特性のもとでの役割分担に応じ総合的に整備されることや、交通による環境への負荷の低減を図ることを定めるものである。同法案は継続審議となった。

55

魅力ある都市再生のために 都市再生特別措置法

景気浮揚策としての都市再生

構造改革を旗印に掲げる小泉内閣は、民間の資金やノウハウを活用して大都市の基盤整備や再開発を進めること、すなわち「都市再生」を景気浮揚策の切り札として位置づけ、154回通常国会に「都市再生特別措置法案」を提出した。

この法案は、大都市の限定された地域を都市再生緊急整備地域に指定するとともに、土地利用規制の緩和や都市計画手続きの短縮、民間プロジェクトへの金融支援等の施策を講ずることによって、この地域に対する集中的・戦略的な民間投資を誘引し、大都市中枢の再生を図るとともに、周辺地域開発の起爆剤となることを期待したものである。

都市計画は長期的な視点が必要

民主党は同法案について、対象となる地域を都心部の極めて限定されたエリアにするのであれば、都市機能の向上・国際競争力の強化などの観点から評価できるとして賛成した。ただし、都市計画に関する規制緩和が、住民の参画や周辺市街地の景観などに悪影響を及ぼさないか配慮する必要があるとして、附帯決議を付した。

そもそも都市計画は、短期的な経済振興の視点からのみ考えるべきではなく、都市環境の保全や文化の復興など長期的な視点から考えるべきであり、むしろ規制の強化が望まれる面もある。とりわけ土地流動化を通じた不良債権処理促進に真の狙いをおいた今回の法改正が、無秩序な都市開発を招くことがないよう監視する必要がある。

56

安全な住宅をめざして シックハウス対策 2 法案

シックハウス被害の防止

化学物質過敏症やシックハウス問題などの被害が拡大しているにも関わらず、政府は十分な対策を施していない。民主党は、被害の拡大を防止するため、建築物に対する有害化学物質規制を行うべきであると考え、2000年11月から具体的な検討を進めた。そして、実態調査や原因究明、治療体制の確立、安全な学校づくりなどの体制整備とともに、建築物における有害化学物質規制については新たな法整備が必要であるという結論に達し、以下の2法案を作成した。

民主党法案の内容

「特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案」(シックハウス対策法案)は、ホルムアルデヒドなどの有害化学物質を指定し、室内の濃度基準を設定、新築・大改装時に部屋毎にその濃度を測定、基準違反であれば、都道府県知事が改善勧告・命令を行い、基準を満たした場合には検査済証を交付することとしている。

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案」(ビル管法改正案)は、大規模オフィスなどの建築物の有害化学物質の定期的検査を義務づけている。

両法案を153回臨時国会及び154回通常国会に参議院に提出し、委員会で質疑が行われたが、廃案となった。

民主党は、安全な生活の確立に向け、今後とも化学物質過敏症・シックハウス対策の充実を検討していく。

57

土壌汚染対策に本腰 土壌汚染対策法

土壌汚染の顕在化と対策

政府が154回通常国会に提出した「土壌汚染対策法案」は、工場跡地の再開発や自主的な汚染調査により顕在化した土壌汚染についての対策を施すために、有害物質を使用した工場等の特定施設を廃止する際の土壌汚染状況調査の義務づけ、

土壌汚染のある土地の台帳登録、健康被害防止のための対策の実施、土壌汚染対策のための基金の設置、を主な内容とするものである。これまで法制度が整備されていなかったことから、土壌汚染による健康影響等への懸念や対策の確立への社会的な要請が強くなっていった。

しかし、環境大臣自らが「まだまだ非常に不十分なところもある」と委員会では答弁するほど、その内容は問題が多く残されているものであった。

野党4党で修正案を提出

本法案について検討したところ、被害の未然防止の視点到欠、調査の機会が限定されすぎている、住民からの調査の申し出制度が明記されていない、汚染除去措置の実施状況を公表すべき等の問題点が明らかとなった。そこで、民主党が中心となり、上記問題点の内容を野党4党の共同修正案として取りまとめた。結局、修正案は与党3党の反対多数で否決され、全会一致で原案通り可決された。

なお、修正案の内容に加え、土壌浄化時の有害化学物質の大气中への放散防止の徹底、生態系への影響についての知見の集積、汚染された土壌の廃棄物処理法における取扱いの検討、法律の適宜適切な見直しを附帯決議で担保した。

58

国内の地球温暖化対策 地球温暖化対策推進法改正

京都議定書の国内担保措置

地球温暖化は、最も深刻な環境問題のひとつであり、早急な対応が求められている課題である。1997年、京都で開催された気候変動枠組み条約第3回締約国会議（COP3）において、先進国の排出削減目標などを定めた京都議定書が採択され、2001年のCOP7合意に基づき各国は発効のための国内手続きをとることとなった。

かねてから民主党は、アメリカが京都議定書から離脱しても日本は批准すべきであると主張してきた。2002年になって、ようやく政府も京都議定書批准を表明し、その担保措置として「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を154回通常国会に提出した。主な内容は、

京都議定書目標達成計画の創設、内閣総理大臣を本部長とする地球温暖化対策推進本部の法定、地域の取組みを強化するための地球温暖化対策推進協議会の設置などである。

国内対策は不十分

民主党は、京都議定書目標達成計画策定は国民参加と国会承認が必要、一定規模以上の事業者について温室効果ガス排出量の正確な把握が必要、地球温暖化推進協議会に広く地域の温暖化対策について協議させる、森林吸収源を補完的な措置と位置づけるという内容の修正案を提出した。修正案は否決されたが、計画策定段階の国民の参画、事業者等の温室効果ガス排出量を把握する方法の検討、経済的手法の検討、アメリカの京都議定書への参加働きかけなどが附帯決議に盛り込まれたため、法案に賛成し、全会一致で成立した。